

教育委員会定例会議事日程

平成19年3月23日

日程第1

議案第2号

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則（教育政策課）

日程第2

議案第3号

小田原市総合文化体育館条例施行規則の一部を改正する規則（スポーツ課）

日程第3

議案第4号

小田原市生涯学習センター条例施行規則の制定及び小田原市公民館条例施行規則の廃止（生涯学習政策課）

日程第4

議案第5号

小田原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（生涯学習政策課）

日程第5

議案第6号

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則（生涯学習政策課）

日程第6

議案第7号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則（生涯学習政策課、図書館）

日程第7

議案第8号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則（学校教育課）

日程第8

議案第9号

校長及び教頭の人事異動の内申について（学校教育課）（非公開）

日程第9

議案第10号

教育委員会職員の人事異動について（教育政策課）（非公開）

議案第2号

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第15号の規定に基づき、議決を求める。

平成19年3月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会職員職名規則（昭和36年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の種類)</p> <p>第2条 職員の種類は、<u>事務職員、技術職員、技能職員及び業務職員</u>とする。</p>	<p>(職員の種類)</p> <p>第2条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第1項に規定する吏員以外の職員の種類は、事務員、技術員、技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員</u>とする。</p>

改 正 後

別表第 1 (第 3 条関係)

区分	職名	職に充てる職員
部	部長	<u>事務職員又は技術職員</u>
課又は課に準ずる館	課長	
	館長	
担当	担当主査	
分館	分館長	<u>事務職員</u>
園	園長	

別表第 2 (第 3 条関係)

(1)

職名	職に充てる職員
理事	<u>事務職員又は技術職員</u>

(2)

区分	職名	職に充てる職員	
部	次長	<u>事務職員又は技術職員</u>	
	参事		
	担当課長		
課又は課に準ずる館若しくは所	課長補佐		
	館長補佐		
	担当主幹		
	主幹		
	担当主査		
課に準ずる所又は担当若しくは担当に準ずるところ	上級主査		<u>技能職員</u>
	主査		
	主任		
	技能主査	<u>業務職員</u>	
	技能主任		
	業務主査		
	業務主任		

別表第4 (第5条関係)

区分	職名	職に充てる職員
事務職	主事	<u>事務職員</u>
	主事補	
	教諭	
	助教諭	
技術職	主事	<u>技術職員</u>
	主事補	
	栄養士	
技能職	自動車運転手	<u>技能職員</u>
	汽缶士	
	整備員	
	調理師	
業務職	用務員	<u>業務職員</u>
	作業員	
	給食調理員	
	学芸員補助員	

改 正 前

別表第 1（第 3 条関係）

区分	職名	職に充てる職員
部	部長	<u>事務吏員又は技術吏員</u>
課又は課に準ずる館	課長	
	館長	
担当	担当主査	
分館	分館長	<u>事務吏員</u>
園	園長	

別表第 2（第 3 条関係）

(1)

職名	職に充てる職員
理事	<u>事務吏員又は技術吏員</u>

(2)

区分	職名	職に充てる職員	
部	次長	<u>事務吏員又は技術吏員</u>	
	参事		
	担当課長		
課又は課に準ずる館若しくは所	課長補佐		
	館長補佐		
	担当主幹		
	主幹		
	担当主査		
課に準ずる所又は担当若しくは担当に準ずるところ	上級主査		<u>技能吏員</u>
	主査		
	主任		
	技能主査	<u>業務吏員</u>	
	技能主任		
	業務主査		
	業務主任		

別表第4（第5条関係）

区分	職名	職に充てる職員
事務職	事務吏員	事務吏員
	事務員	事務員
	教諭	事務吏員又は事務員
	助教諭	
技術職	技術吏員	技術吏員
	技術員	技術員
	栄養士	技術吏員又は技術員
技能職	自動車運転手	技能吏員又は技能員
	汽缶士	
	整備員	
	調理師	
業務職	用務員	業務吏員又は業務員
	作業員	
	給食調理員	
	学芸員補助員	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

[改正理由]

地方自治法が一部改正され、吏員制度が廃止されることに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 職員の種類の変更（第2条・別表第1・別表第2・別表第4関係）

職員の種類を次のように変更すると共に、職に充てる職員を変更することとする。

改正後	改正前
事務職員	事務吏員、事務員
技術職員	技術吏員、技術員
技能職員	技能吏員、技能員
業務職員	業務吏員、業務員

2 職名の一部変更（別表第4関係）

教育委員会において用いる職名の一部を次のように変更することとする。

改正後	改正前
主事	事務吏員、技術吏員
主事補	事務員、技術員

[適 用]

平成19年 4 月 1 日

議案第3号

小田原市総合文化体育館条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市総合文化体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第15号の規定に基づき、議決を求める。

平成19年3月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市総合文化体育館条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市総合文化体育館条例施行規則（平成8年小田原市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第14条関係）

1～6 （略）

7 照明設備

区分	金額（1時間につき）			
	A照明 （4分の1灯）	B照明 （2分の1灯）	C照明 （4分の3灯）	D照明 （全灯）
（略）				

備考

1 （略）

2 条例別表第1備考第5項に規定する許可をした場合における超過時間に係る照明設備の使用料は、超過時間1時間につき、規定料金に1.2を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間に満たない端数の時間があるときは、これを1時間とする。

8 冷暖房設備

区分	金額（1時間につき）
（略）	

備考

1 （略）

2 条例別表第1備考第5項に規定する許可をした場合における超過時間に係る冷暖房設備の使用料は、超過時間1時間につき、規定料金に1.2を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間に満たない端数の時間があるときは、これを1時間とする。

様式第2号（第9条関係）

（略）

使用施設名	使用時間	入場予定人員	使用料
メインアリーナ	（午前・午後） 時 分～（午前・午後） 時 分		

(1・2・3・4)			
サブアリーナ	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		
フィットネススタジオ	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		
研 修 室	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		
大 会 議 室	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		
小 会 議 室	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		
応 接 室	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		
選 手 控 室	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		

(略)

様式第3号 (第9条、第10条関係)

(略)

使用施設名	使 用 時 間	入場予定人員	使 用 料
メインアリーナ (1・2・3・4)	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		
サブアリーナ	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		
フィットネススタジオ	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		
研 修 室	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		
大 会 議 室	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		
小 会 議 室	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		
応 接 室	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		
選 手 控 室	(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		

(略)

改 正 前

別表 (第14条関係)

1～6 (略)

7 照明設備

区分	金額 (1時間につき)			
	A照明 (4分の1灯)	B照明 (2分の1灯)	C照明 (4分の3灯)	D照明 (全灯)

(略)

備考

- 1 (略)
- 2 条例別表第1備考第5項に規定する許可をした場合における超過時間に係る照明設備の使用料は、次の各号に掲げる使用時間の区分に応じて当該各号に定める額とする。この場合において、超過時間が1時間に満たない端数の時間があるときはこれを1時間とする。

(1) 午前9時から午後9時30分まで 超過時間1時間につき、規定料金の額

(2) 午後9時30分から翌日の午前9時まで 超過時間1時間につき、規定料金に100分の120を乗じて得た額

8 冷暖房設備

区分	金額（1時間につき）
(略)	

備考

- 1 (略)
- 2 条例別表第1備考第5項に規定する許可をした場合における超過時間に係る冷暖房設備の使用料は、次の各号に掲げる使用時間の区分に応じて当該各号に定める額とする。この場合において、超過時間が1時間に満たない端数の時間があるときは、これを1時間とする。

(1) 午前9時から午後9時30分まで 超過時間1時間につき、規定料金の額

(2) 午後9時30分から翌日の午前9時まで 超過時間1時間につき、規定料金に100分の120を乗じて得た額

様式第2号（第9条関係）

(略)

使用施設名	使用時間	入場予定人員	使用料
メインアリーナ (1・2・3・4)	<u>午前</u> ・ <u>午後</u> ・ <u>夜間</u> (9時～12時) (13時～17時) (18時～21時30分)		
サブアリーナ	<u>午前</u> ・ <u>午後</u> ・ <u>夜間</u>		
フィットネススタジオ	<u>午前</u> ・ <u>午後</u> ・ <u>夜間</u>		
研修室	<u>午前</u> ・ <u>午後</u> ・ <u>夜間</u>		
大会議室	<u>午前</u> ・ <u>午後</u> ・ <u>夜間</u>		

小会議室	午前 ・ 午後 ・ 夜間		
応接室	午前 ・ 午後 ・ 夜間		
選手控室	午前 ・ 午後 ・ 夜間		

(略)

様式第3号 (第9条、第10条関係)

(略)

使用施設名	使用時間	入場予定人員	使用料
メインアリーナ (1・2・3・4)	午前 ・ 午後 ・ 夜間 (9時~12時) (13時~17時) (18時~21時30分)		
サブアリーナ	午前 ・ 午後 ・ 夜間		
フィットネススタジオ	午前 ・ 午後 ・ 夜間		
研修室	午前 ・ 午後 ・ 夜間		
大会議室	午前 ・ 午後 ・ 夜間		
小会議室	午前 ・ 午後 ・ 夜間		
応接室	午前 ・ 午後 ・ 夜間		
選手控室	午前 ・ 午後 ・ 夜間		

(略)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

小田原市総合文化体育館条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市総合文化体育館条例が一部改正され、総合文化体育館・小田原アリーナの施設の使用時間区分が細分化されたことに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 規定時間外の設備使用料（別表関係）

規定時間外の超過時間に係る照明設備及び冷暖房設備の使用料は、その超過時間1時間につき、規定料金に1.2を乗じて得た額とすることとする。

2 使用許可申請書等の整備（様式第2号・様式第3号関係）

施設の使用時間区分を1時間ごとに細分化することに伴い、使用許可申請書等の様式を整備することとする。

[適 用]

平成19年4月1日

議案第4号

小田原市生涯学習センター条例施行規則の制定及び小田原市公民館条例施行規則の廃止

小田原市生涯学習センター条例施行規則の制定及び小田原市公民館条例施行規則の廃止について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第15号の規定に基づき、議決を求める。

平成19年3月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市生涯学習センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市生涯学習センター条例（平成18年小田原市条例第49号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(使用許可)

第2条 小田原市生涯学習センター（以下「センター」という。）の施設を使用するため、条例第6条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、小田原市生涯学習センター使用許可・使用料減額（免除）申請書（様式第1号）により教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別表第1に定める日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

3 教育委員会は、使用許可をしたときは、第1項の規定による申請をした者に小田原市生涯学習センター使用許可・使用料減額（免除）決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(変更許可)

第3条 使用許可を受けた事項を変更しようとする者は、小田原市生涯学習センター使用変更許可申請書（様式第3号）に変更に係る使用の許可書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、使用の変更を許可したときは、前項の規定による申請をした者に小田原市生涯学習センター使用変更許可書（様式第4号）を交付するものとする。

(使用の取りやめ)

第4条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可に係る使用を取りやめようとするときは、小田原市生涯学習センター使用取りやめ届（様式第5号）に取りやめに係る使用の許可書を添えて、教育委員会に申し出なければならない。

(器具使用料)

第5条 条例別表の1備考及び同表の2備考の器具使用料は、別表第2に定めるところとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定により使用料を減額し、又は免除する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 小田原市、神奈川県又は国が公用のために使用する場合 免除

(2) 教育委員会が別に定める基準により認定した団体が社会教育事業のために使用する場合 施設使用料の2分の1の減額

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める場合 教育委員会が定める額の減額又は免除

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に申請しなければならない

ない。

(使用料の還付)

第7条 条例第9条第2項の規定により使用料を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により、許可を受けた施設又は器具の全部を使用できなかった場合 既納の使用料の全額
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、許可を受けた施設又は器具の一部を使用できなかった場合 教育委員会が定める額
- (3) 使用者が使用の日の1か月前までに使用の変更を申請し、教育委員会の許可を受けた場合であって、既納の使用料の額が変更後の使用料の額を超えるとき 既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の2分の1に相当する額
- (4) 使用者が使用の日の1か月前までに使用の取りやめを教育委員会に申し出た場合 既納の使用料の額の2分の1に相当する額

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、条例第10条の規定により使用許可を取り消し、又は使用を中止させるときは、小田原市生涯学習センター使用許可取消・中止通知書(様式第6号)を使用者に交付するものとする。

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、センター内において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入場人員は収容人員を超えないこと。
- (2) あらかじめ指定された場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 建物その他の物件をき損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (5) 特に承認を受けたもののほか、所定の場所に備え付けた物件を移動しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上必要と認めてセンター内に掲示した事項(広告等の掲示の禁止)

第10条 センター及び敷地内においては、教育委員会が許可したもののほか、広告その他これに類するものを掲示してはならない。

(実施細目)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの管理等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(小田原市公民館条例施行規則の廃止)

- 2 小田原市公民館条例施行規則（昭和39年小田原市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

1 センター本館ホール

使用者の区分	受付開始日
国及び地方公共団体	
団体（構成員が5人以上であるものに限る。）	使用しようとする日の12か月前の日
個人（構成員が4人以下である団体を含む。）	使用しようとする日の1か月前の日

2 センター本館ホール以外の施設

使用者の区分	受付開始日
国及び地方公共団体	
団体（構成員が5人以上であるものに限る。）	使用しようとする日が1月、3月、5月、7月、9月又は11月に属する場合にあっては使用しようとする日の属する月の4か月前の月の初日、使用しようとする日が2月、4月、6月、8月、10月又は12月に属する場合にあっては使用しようとする日の属する月の5か月前の月の初日
個人（構成員が4人以下である団体を含む。）	使用しようとする日の1か月前の日

備考 センター本館ホールと同時に他のセンター本館施設を使用する場合の当該施設の受付開始日は、センター本館ホールの受付開始日とする。

別表第2 (第5条関係)

1 センター本館器具使用料

設備名等		時間区分	金額	備考	
舞台照明設備	フットライト	午前・午後 ・夜間各1 回	円 300	1列	
	ロア Horizont ライト		750	1列	
	ボーダーライト		750	1列	
	サスペンションスポットライト		80	1灯	
	アッパー Horizont スポットライト		750	1列	
	サイドスポットライト		80	1灯	
	シーリングスポットライト		80	1灯	
	HMI ピンスポットライト		300	1灯	
	天反ライト		400	1式	
	スポットライト		500ワット	40	1灯
			1キロワット	80	1灯
			2キロワット	150	1灯
	フットスポットライト		40	1灯	
	スポックス		40	1灯	
	ストリップライト		100	1式	
	エフェクトマシーン		200	1台	
	ファイアーエフェクト		200	1台	
	オーロラマシン		200	1台	
	オーバーヘッドマシン		200	1台	
	ミラーボール		200	1台	
A セット (反響板使用の音楽会 等用)	サイドスポットライト シーリングスポットライト 天反ライト	2,000	1セット		
B セット (講演、式典、映画会 等用)	ボーダーライト サスペンションスポットライト サイドスポットライト シーリングスポットライト	4,000	1セット		
	ロア Horizont ライト				

	C セット (カラー照明を使用する歌謡、演劇等用)	ボーダーライト サスペンションスポットライト アッパーホリゾントライト HMI ピンスポットライト スポットライト 照明マシン カラーシート		8,000	1セット
ホール・舞台 用設備	反響板		午前・午後 ・夜間各1 回	3,000	1式
	所作台			5,000	1式
	能舞台セット			5,000	1式
	金びょうぶ			1,000	1式
	グランドピアノ			2,000	1台
	拡声装置 (マイクロホン付き)			3,000	1式
	ワイヤレスマイクロホン			1,000	1本
	CDプレーヤー			500	1台
	テープレコーダー			500	1台
	16ミリ映写機			1,500	1台
	スライド映写機			800	1台
	ビデオプロジェクターセット			1,100	1式
	コンセント			200	1口
	展示用照明設備		1日	2,000	1式
上記以外 の施設 用設備	大会議室拡声装置 (マイクロホン付き)		午前・午後 ・夜間各1 回	500	1式
	ワイヤレスマイクロホン			650	1本
	ピアノ			500	1台
	電子オルガン			300	1台
	カラオケセット			500	1式
	テレビジョン・ビデオテープレコーダーセット			500	1式
	16ミリ映写機			500	1台
	オーバーヘッドプロジェクター			300	1台
	ガステーブル			200	1台
	コンセント			100	1口
	大会議室展示用照明設備			1日	300
	電気炉		1時間	400	1台

	七宝電気炉	午前・午後 ・夜間各1 回	200	1台
--	-------	---------------------	-----	----

備考 この表において午前・午後・夜間の区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前 午前9時から正午まで
- (2) 午後 午後1時から午後5時まで
- (3) 夜間 午後6時から午後9時30分まで

2 センター国府津学習館器具使用料

設備名等		時間区分	金額	備考
美術工芸設備	七宝電気炉	午前・午後 ・夜間各1 回	円 100	1台
調理設備	ガステーブル		90	1台
その他	コンセント		100	1口

備考 この表において午前・午後・夜間の区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前 午前9時から正午まで
- (2) 午後 午後1時から午後5時まで
- (3) 夜間 午後6時から午後9時30分まで

様式第3号 (第3条関係)

小田原市生涯学習センター使用変更許可申請書

年 月 日

小田原市教育委員会 様

申請者 住所
 団体名
 氏名

次のとおり申請します。

既に受けた許可の内容	許可年月日			番 号	
	使用日時			許可を受けた施設	
	使用 者	住 所			
		氏 名			
	使用目的				
使用料					
変更の理由					
変更する事項	既に許可した事項		変更許可事項		
使 用 料	変更後使用料	既納使用料	使用料の差額		
	円	円	円		
使用料の内容					
備 考					

様式第4号 (第3条関係)

小田原市生涯学習センター使用変更許可書

番 号
年 月 日

様

小田原市教育委員会 印

次のとおり許可します。

既に受けた許可の内容	許可年月日			番 号	
	使用日時			許可を受けた施設	
	使用 者	住 所			
		氏 名			
	使用目的				
	使用料				
変更の理由					
変更する事項	既に許可した事項		変更許可事項		
使 用 料	変更後使用料	既納使用料	使用料の差額	還付・追徴	
	円	円	円		
使用料の内容					
備 考					

様式第5号 (第4条関係)

小田原市生涯学習センター使用取りやめ届

年 月 日

小田原市教育委員会 様

申出者 住所
 団体名
 氏名

次のとおり使用を取りやめます。

既に受けた許可の内容	許可年月日		番 号		
	使用日時		許可を受けた施設		
	使用 者	住 所			
		氏 名			
	使用目的				
使用料					
備 考					

様式第6号（第8条関係）

小田原市生涯学習センター使用許可取消・中止通知書			
			番 号 年 月 日
様			
小田原市教育委員会 印			
次のとおり通知します。			
交付した許可書	使用許可	許可年月日	年 月 日
		許可番号	第 号
	変更許可	許可年月日	年 月 日
		許可番号	第 号
内 容	使用許可の <input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 中止		
根 拠	小田原市生涯学習センター条例第10条第 号		
理 由			
使 用 料	既納使用料	円	
	変更後使用料	円	
	還付金額	円	
備 考			

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求め訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

小田原市生涯学習センター条例施行規則

[制定理由]

小田原市生涯学習センター条例の施行に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 使用手続等（第2条～第4条・第8条・別表第1・様式第1号～様式第6号関係）

生涯学習センターの使用許可の申請については、次の表の受付開始日から受け付けることとするほか、使用許可、使用の変更許可、使用の取りやめ、使用許可の取消し等に係る手続、様式等を定めることとする。

施設の区分	使用者の区分	受付開始日
本館ホール	国及び地方公共団体	使用しようとする日の12か月前の日
	団体	
	個人	使用しようとする日の1か月前の日
本館ホール 以外の施設	国及び地方公共団体	使用しようとする日が1月、3月、5月、7月、9月又は11月に属する場合にあっては使用しようとする日の属する月の4か月前の月の初日、使用しようとする日が2
	団体	月、4月、6月、8月、10月又は12月に属する場合にあっては使用しようとする日の属する月の5か月前の月の初日
	個人	使用しようとする日の1か月前の日

2 器具使用料（第5条・別表第2関係）

器具の使用料は、次のとおりとすることとする。

(1) センター本館器具使用料

設備名等		時間区分	金額	備考
舞台照 明設備	フットライト	午前・午 後・夜間 各1回	円 300	1列
	ロアホリゾンライト		750	1列
	ボーダーライト		750	1列
	サスペンションスポットライト		80	1灯
	アッパーホリゾンスポットライト		750	1列
	サイドスポットライト		80	1灯
	シーリングスポットライト		80	1灯

	HMI ピンスポットライト		300	1 灯	
	天反ライト		400	1 式	
	スポットライト	500ワット	40	1 灯	
		1キロワット	80	1 灯	
		2キロワット	150	1 灯	
	フットスポットライト		40	1 灯	
	スポックス		40	1 灯	
	ストリップライト		100	1 式	
	エフェクトマシン		200	1 台	
	ファイアーエフェクト		200	1 台	
	オーロラマシン		200	1 台	
	オーバーヘッドマシン		200	1 台	
	ミラーボール		200	1 台	
	Aセット (反響板使用の音楽会等用)	サイドスポットライト シーリングスポットライト 天反ライト	2,000	1 セット	
	Bセット (講演、式典、映画会等用)	ボーダーライト サスペンションスポットライト サイドスポットライト シーリングスポットライト	4,000	1 セット	
	Cセット (カラー照明を使用する歌謡、演劇等用)	ロアホリゾンライト ボーダーライト サスペンションスポットライト アッパーホリゾンライト HMI ピンスポットライト スポットライト 照明マシン カラーシート	8,000	1 セット	
ホール ・舞台 用設備	反響板		午前・午後・夜間 各1回	3,000	1 式
	所作台			5,000	1 式
	能舞台セット			5,000	1 式
	金びょうぶ			1,000	1 式
	グランドピアノ			2,000	1 台

	拡声装置（マイクロホン付き）		3,000	1式
	ワイヤレスマイクロホン		1,000	1本
	CDプレーヤー		500	1台
	テープレコーダー		500	1台
	16ミリ映写機		1,500	1台
	スライド映写機		800	1台
	ビデオプロジェクターセット		1,100	1式
	コンセント		200	1口
	展示用照明設備	1日	2,000	1式
上記以外の施設用設備	大会議室拡声装置（マイクロホン付き）	午前・午後・夜間 各1回	500	1式
	ワイヤレスマイクロホン		650	1本
	ピアノ		500	1台
	電子オルガン		300	1台
	カラオケセット		500	1式
	テレビジョン・ビデオテープレコーダーセット		500	1式
	16ミリ映写機		500	1台
	オーバーヘッドプロジェクター		300	1台
	ガステーブル		200	1台
	コンセント		100	1口
	大会議室展示用照明設備	1日	300	1式
	電気炉	1時間	400	1台
	七宝電気炉	午前・午後・夜間 各1回	200	1台

(2) センター国府津学習館器具使用料

設備名等		時間区分	金額	備考
美術工芸設備	七宝電気炉	午前・午後・夜間 各1回	円 100	1台
調理設備	ガステーブル		90	1台
その他	コンセント		100	1口

3 使用料の減免（第6条関係）

使用料の減額又は免除は、次の基準によることとする。

事由	減額又は免除の別等
小田原市、神奈川県又は国が公用のために使用する場合	免除
教育委員会が別に定める基準により認定した団体が社会教育事業のために使用する場合	施設使用料の2分の1の減額
その他教育委員会が特に必要と認める場合	教育委員会が定める額の減額又は免除

4 使用料の還付（第7条関係）

使用料の還付は、次の基準によることとする。

事由	還付基準
使用者の責めに帰することができない理由により、施設又は器具の全部を使用できなかった場合	既納使用料の全額
使用者の責めに帰することができない理由により、施設又は器具の一部を使用できなかった場合	教育委員会が定める額
使用の日の1か月前までに使用の変更を申請し、教育委員会の許可を受けた場合であって、既納使用料の額が変更後使用料の額を超えるとき	既納使用料の額と変更後使用料の額との差額の2分の1に相当する額
使用の日の1か月前までに使用の取りやめを教育委員会に申し出た場合	既納使用料の額の2分の1に相当する額

5 その他（第9条～第11条関係）

入館者の遵守事項、広告等の掲示の禁止等の生涯学習センターの管理等に関し必要な事項を定めることとする。

[適用]

平成19年 4 月 1 日

議案第5号

小田原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第15号の規定に基づき、議決を求める。

平成19年3月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会公印規則（昭和45年小田原市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の公印の種類は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職印</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p>	<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の公印の種類は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職印</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>中央公民館長印</u></p> <p>ケ <u>国府津公民館長印</u></p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>ス (略)</p> <p>セ (略)</p>

改 正 後

別表第 1（第 3 条関係）

公印の名称	形式	書体	寸法	管守者
(略)				
小田原市立何々小学校長之印	<u>1 4</u>	古印体	〃	小学校長
小田原市立何々小学校長職務代理者之印	<u>1 5</u>	〃	〃	〃
小田原市立何々中学校長之印	<u>1 6</u>	〃	〃	中学校長
小田原市立何々中学校長職務代理者之印	<u>1 7</u>	〃	〃	〃
小田原市立何々幼稚園長之印	<u>1 8</u>	〃	〃	幼稚園長

別表第 2（第 3 条関係）

1～12（略）

13

小田原市 立図書館 長之印

14

小田原市 立 何々小学

15

小田原市 立 何々小学 校長職務

16

小田原市 立 何々中学

17

小田原市 立 何々中学 校長職務

18

小田原市 立 何々幼稚

改 正 前

別表第1（第3条関係）

公印の名称	形式	書体	寸法	管守者
(略)				
小田原市中央公民館長印	14	古印体	〃	中央公民館長
小田原市国府津公民館長之印	15	〃	〃	国府津公民館長
小田原市立何々小学校長之印	16	〃	〃	小学校長
小田原市立何々小学校長職務代理者之印	17	〃	〃	〃
小田原市立何々中学校長之印	18	〃	〃	中学校長
小田原市立何々中学校長職務代理者之印	19	〃	〃	〃
小田原市立何々幼稚園長之印	20	〃	〃	幼稚園長

別表第2（第3条関係）

1～12（略）

<p>13</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: auto;"> 小田原市 立図書館 長之印 </div>	<p>14</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: auto;"> 小田原市 中央公民 館長印 </div>	<p>15</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: auto;"> 小田原市 国府津公 民館長之印 </div>	<p>16</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: auto;"> 小田原市 立 何々小学 </div>
<p>17</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: auto;"> 小田原市 立 何々小学 校長職務 </div>	<p>18</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: auto;"> 小田原市 立 何々中学 </div>	<p>19</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: auto;"> 小田原市 立 何々中学 校長職務 </div>	<p>20</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: auto;"> 小田原市 立 何々幼稚 </div>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市生涯学習センター条例が施行され、小田原市中央公民館及び小田原市国府津公民館が廃止されることに伴い、当該公民館長印を廃止するため改正する。

[内 容]

小田原市中央公民館長印及び小田原市国府津公民館長之印を廃止することとする（第2条・別表第1・別表第2関係）。

[適 用]

平成19年 4 月 1 日

議案第6号

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第15号の規定に基づき、議決を求める。

平成19年3月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後

小田原市文書管理規則（平成17年小田原市規則第6号）の規定は、教育委員会における文書の取扱いについて準用する。この場合において、文書の記号に用いる主管課の略字は、次のとおりとする。

課、館等名	略字
(略)	
<u>生涯学習センター</u>	<u>教生セ</u>
(略)	

改正前

小田原市文書管理規則（平成17年小田原市規則第6号）の規定は、教育委員会における文書の取扱いについて準用する。この場合において、文書の記号に用いる主管課の略字は、次のとおりとする。

課、館等名	略字
(略)	
<u>中央公民館</u>	<u>教生中</u>
<u>国府津公民館</u>	<u>教生国</u>
(略)	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

[改正理由]

生涯学習センターの設置に伴う所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

中央公民館、国府津公民館を廃止し、生涯学習センターの略字を教生セとする。

[適 用]

平成19年 4 月 1 日

議案第7号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第15号の規定に基づき、議決を求める。

平成19年3月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部、課及び担当の設置)</p> <p>第2条 教育委員会事務局に次の部、課及び担当を置く。</p> <p>(略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習政策課 <u>学習政策担当</u></p> <p>(略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習政策課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(生涯学習センター)</u></p> <p>第7条 <u>小田原市生涯学習センター条例（平成18年小田原市条例第49号）第1条第1項の規定により設置された生涯学習センター（以下この条において「生涯学習センター」</u></p>	<p>(部、課及び担当の設置)</p> <p>第2条 教育委員会事務局に次の部、課及び担当を置く。</p> <p>(略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習政策課 <u>生涯学習政策担当</u> <u>事業推進担当</u></p> <p>(略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習政策課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 生涯学習事業に関すること。</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(公民館)</u></p> <p>第7条 <u>小田原市公民館条例（昭和39年小田原市条例第15号）第2条第1項の規定により設置された公民館（以下この条において「公民館」という。）は、生涯学習部生涯学</u></p>

とい。)は、生涯学習部生涯学習政策課に属し、生涯学習センターに生涯学習センター担当を置く。

2 生涯学習センターの事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 生涯学習に関する情報提供及び学習相談支援に関すること。

(2) 生涯学習に関する総合的な連絡調整に関すること。

(3) 生涯学習に関する調査及び研究に関すること。

(4) 講座、講習会、講演会等の開催に関すること。

(5) 生涯学習センターの施設等の利用の提供に関すること。

(6) 地区公民館の育成に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に必要な事業に関すること。

(図書館)

第14条 小田原市図書館条例（昭和34年小田原市条例第21号）第1条第1項の規定により設置された図書館は、生涯学習部に属し、図書館に次の担当を置く。

管理担当 サービス担当

2 (略)

習政策課に属し、公民館に公民館担当を置く。

2 公民館の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 公民館事業の総合的企画及び調査に関すること。

(2) 公民館の運営管理に関すること。

(3) 公民館の使用許可に関すること。

(4) 学級、講座等の開設に関すること。

(5) 図書、資料等の整備及び利用に関すること。

(6) 地区公民館の育成に関すること。

(図書館)

第14条 小田原市図書館条例（昭和34年小田原市条例第21号）第1条第1項の規定により設置された図書館は、生涯学習部に属し、図書館に次の担当を置く。

管理担当 図書担当 視聴覚担当

2 (略)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市生涯学習センター条例が施行され、生涯学習センターが設置されること及び公民館が廃止されることに伴い、新たに生涯学習センターの組織及び事務分掌を規定する等のほか、生涯学習政策課及び図書館の効率的な事務の推進を図ることに伴い、組織を整備するため改正する。

[内 容]

1 生涯学習政策課に置く担当の変更（第2条関係）

生涯学習政策課に置く担当を次のように変更することとする。

改正後	改正前
学習政策担当	生涯学習政策担当 事業推進担当

2 生涯学習政策課の事務分掌の変更（第3条関係）

生涯学習政策課の事務分掌のうち、生涯学習事業に関する事項を削除することとする。

3 生涯学習センターの組織及び事務分掌の新設（第7条関係）

生涯学習センターは、生涯学習部生涯学習政策課に属することとし、その生涯学習センターに次に掲げる事務を分掌する生涯学習センター担当を置くこととする。

- (1) 生涯学習に関する情報提供及び学習相談支援に関すること。
- (2) 生涯学習に関する総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 生涯学習に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 講座、講習会、講演会等の開催に関すること。
- (5) 生涯学習センターの施設等の利用の提供に関すること。
- (6) 地区公民館の育成に関すること。
- (7) その他、生涯学習の推進に必要な事業に関すること。

4 公民館の組織及び事務分掌の廃止（第7条関係）

公民館の組織及び事務分掌を廃止することとする。

5 図書館に置く担当の変更（第14条関係）

図書館に置く担当を次のように変更することとする。

改正後	改正前
管理担当 サービス担当	管理担当 図書担当 視聴覚担当

[適用]

平成19年 4 月 1 日

議案第8号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第15号の規定に基づき、議決を求める。

平成19年3月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 就学義務</p> <p>第1節・第2節（略）</p> <p>第3節 <u>特別支援学校</u>（第13条～第16条）</p> <p>第4節～第6節（略）</p> <p>第3章～第6章（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この細則で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>視覚障害者等</u> 施行令第5条第1項に規定する「<u>視覚障害者</u>」、「<u>聴覚障害者</u>」、「<u>知的障害者</u>」、「<u>肢体不自由者</u>」及び「<u>病弱者</u>」をいう。</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>（入学期日等の通知及び学校の指定）</p> <p>第5条 就学予定者のうち、<u>視覚障害者等</u>以外の者についてのその保護者に対するその入学期日についての通知及びその就学すべき市立の小学校又は中学校についての指定は、就学通知書（様式第2号）をもってする。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条 前条の規定は、新たに学齢簿に記載された児童生徒等（<u>視覚障害者等</u>及び市立の小学校又は中学校に在学するものを除く。）、</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 就学義務</p> <p>第1節・第2節（略）</p> <p>第3節 <u>盲学校、ろう学校及び養護学校</u>（第13条～第16条）</p> <p>第4節～第6節（略）</p> <p>第3章～第6章（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この細則で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>盲者等</u> 施行令第5条第1項に規定する「<u>盲者</u>」、「<u>聾者</u>」、「<u>知的障害者</u>」、「<u>肢体不自由者</u>」及び「<u>病弱者</u>」をいう。</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>（入学期日等の通知及び学校の指定）</p> <p>第5条 就学予定者のうち、<u>盲者等</u>以外の者についてのその保護者に対するその入学期日についての通知及びその就学すべき市立の小学校又は中学校についての指定は、就学通知書（様式第2号）をもってする。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条 前条の規定は、新たに学齢簿に記載された児童生徒等（<u>盲者等</u>及び市立の小学校又は中学校に在学するものを除く。）、学齢児</p>

学齡児童及び学齡生徒のうち視覚障害者等以外の者で市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学しその全課程を修了する前に退学したもの並びに市立の小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等についてのその保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき市立の小学校又は中学校の指定について、準用する。

(区域外就学等)

第9条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学させることについての届出は、区域外就学等届（様式第6号）をもってしなければならない。

第10条 他の市町村に住所の存する児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を市立の小学校又は中学校へ就学させようとすることについての願い出は、区域外就学願（様式第7号）をもってしなければならない。

2 他の市町村に住所の存する児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者の市立の小学校又は中学校への就学の承諾を与えたときは、区域外就学承諾書（様式第8号）を交付するとともに、当該児童生徒等を就学させるべき市立の小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び就学期間を区域外就学通知書（様式第9号）をもって通知する。

(学齡児童及び学齡生徒の中途退学)

第11条 市立の小学校又は中学校に在学する学齡児童及び学齡生徒のうち視覚障害者等以

童及び学齡生徒のうち盲者等以外の者で市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学しその全課程を修了する前に退学したもの並びに市立の小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等についてのその保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき市立の小学校又は中学校の指定について、準用する。

(区域外就学等)

第9条 児童生徒等のうち盲者等以外の者を市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学させることについての届出は、区域外就学等届（様式第6号）をもってしなければならない。

第10条 他の市町村に住所の存する児童生徒等のうち盲者等以外の者を市立の小学校又は中学校へ就学させようとすることについての願い出は、区域外就学願（様式第7号）をもってなければならない。

2 他の市町村に住所の存する児童生徒等のうち盲者等以外の者の市立の小学校又は中学校への就学の承諾を与えたときは、区域外就学承諾書（様式第8号）を交付するとともに、当該児童生徒等を就学させるべき市立の小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び就学期間を区域外就学通知書（様式第9号）をもって通知する。

(学齡児童及び学齡生徒の中途退学)

第11条 市立の小学校又は中学校に在学する学齡児童及び学齡生徒のうち盲者等以外の者

外の者を小学校又は中学校の全課程を修了する前に退学させようとするときは、その保護者は、当該学校の校長に対し退学届（様式第10号）をもって届け出なければならない。

第12条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者で市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学するものが、小学校又は中学校の全課程を修了する前に退学したことについての通知は、退学通知書（様式第11号）をもってしなければならない。

第3節 特別支援学校

（視覚障害者等についての通知）

第13条 市立の小学校又は中学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になったものがあることについての通知は、視覚障害者等通知書（様式第12号）をもってしなければならない。

様式第26号（第28条関係）その1 通常学級・特別支援学級用（略）

様式第26号（第28条関係）その4 特別支援学級用（略）

様式第26号（第28条関係）その5 特別支援学級用（略）

様式第28号（第30条関係）その1 通常学級・特別支援学級用（略）

を小学校又は中学校の全課程を修了する前に退学させようとするときは、その保護者は、当該学校の校長に対し退学届（様式第10号）をもって届け出なければならない。

第12条 学齢児童及び学齢生徒のうち盲者等以外の者で市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学するものが、小学校又は中学校の全課程を修了する前に退学したことについての通知は、退学通知書（様式第11号）をもってしなければならない。

第3節 盲学校、ろう学校及び養護学校

（盲者等についての通知）

第13条 市立の小学校又は中学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で盲者等になったものがあることについての通知は、盲者等通知書（様式第12号）をもってしなければならない。

様式第26号（第28条関係）その1 通常学級・特殊学級用（略）

様式第26号（第28条関係）その4 特殊学級用（略）

様式第26号（第28条関係）その5 特殊学級用（略）

様式第28号（第30条関係）その1 通常学級・特殊学級用（略）

様式第28号 （第30条関係）その4 <u>特別支</u> <u>援学級用</u> （略）	様式第28号 （第30条関係）その4 <u>特殊学</u> <u>級用</u> （略）
様式第28号 （第30条関係）その5 <u>特別支</u> <u>援学級用</u> （略）	様式第28号 （第30条関係）その5 <u>特殊学</u> <u>級用</u> （略）

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第13条関係)

視覚障害者等通知書

年 月 日

小田原市教育委員会 様

小田原市立 (小) (中) 学校長 閣

次の者は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者になったので通知します。

学齢児童・生徒	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日		性別	
	学 年			
	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者になった状況			
保 護 者	住 所			
	氏 名			
	学齢児童・生徒との関係			

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

学校教育法及び学校教育法施行令の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

学校教育法及び学校教育法施行令の一部が改正され、次のように用語が改められたことに伴い、これに応じた用語の整備を行うこととする。

新 た な 用 語	従 来 の 用 語
特別支援学校	盲学校、聾 ^{ろう} 学校及び養護学校
特別支援学級	特殊学級
視覚障害者	盲者
聴覚障害者	聾 ^{ろう} 者
視覚障害者等	盲者等

[適 用]

平成19年 4 月 1 日

議案第9号

校長及び教頭の人事異動の内申について

小田原市立小学校及び中学校の校長及び教頭の人事異動の内申について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第3号の規定に基づき、議決を求める。

平成19年3月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

平成18年度末・19年度 管理職等人事異動

1 辞職者

平成19年3月31日付

【校長】

	所属校	氏名	年齢	勤続年数	備考
1	久野小学校	鍵和田 貴司	60	38	定年退職
2	下府中小学校	長谷田 忠	60	37年10月	定年退職
3	桜井小学校	木村 正憲	60	37	定年退職
4	下曾我小学校	岩崎 敦吉	60	34	定年退職
5	豊川小学校	北野 則子	60	38	定年退職
6	富士見小学校	佐藤 公生	60	38	定年退職
7	白山中学校	栢沼 行雄	60	38	定年退職
8	千代中学校	小林 和彦	60	38	定年退職
9	酒匂中学校	下田 精一郎	60	38	定年退職

【教頭】

	所属校	氏名	年齢	勤続年数	備考
1	山王小学校	高橋 勤	60	37年10月	定年退職
2	下曾我小学校	渡邊 建雄	60	37年10月	定年退職
3	国府津小学校	牧野 勝代	60	38	定年退職
4	鴨宮中学校	岡田 守康	53	27年7月	勸奨退職
5	城北中学校	中山 正人	60	37年11月	定年退職

2 校長昇任・配置換・転任

平成19年4月1日付

	新所属校	氏名	年齢	旧所属校	備考
1	足柄小学校	秦野 啓二	58	箱根小学校	転任
2	久野小学校	二宮 正隆	55	富士見小学校	昇任
3	下府中小学校	山口 実	55	下府中小学校	昇任
4	桜井小学校	瀧本 朝光	52	桜井小学校	昇任
5	下曾我小学校	吉澤 正行	58	吉浜小学校	転任
6	国府津小学校	永田 秀夫	57	報徳小学校	昇任

7	曾我小学校	矢島 昇知	5 7	千代中学校	昇任
8	矢作小学校	長嶋 建次	5 6	城山中学校	昇任
9	豊川小学校	佐久間 秀樹	5 7	足柄小学校	配置換
10	富士見小学校	仲手川 猛	5 7	矢作小学校	配置換
11	白山中学校	椎野 美乃	5 4	小田原市教育委員 会	昇任
12	千代中学校	神保 達也	5 6	国府津小学校	配置換
13	酒匂中学校	高井 裕	5 8	橘中学校	配置換
14	橘中学校	小木 朝美	5 5	白鷗中学校	昇任

3 教頭昇任・配置換・転任

平成19年4月1日付

	新所属校	氏名	年齢	旧所属校	備考
1	三の丸小学校	沖津 芳賢	5 0	小田原市教育委員 会	昇任
2	山王小学校	西山 清和	5 8	酒匂小学校	配置換
3	町田小学校	鈴木 洋一	5 7	前羽小学校	配置換
4	下府中小学校	橋本 整和	5 2	東富水小学校	昇任
5	桜井小学校	二見 栄一	5 0	足柄下教育事務所	昇任
6	千代小学校	志澤 洋子	5 4	豊川小学校	昇任
7	下曾我小学校	井島 一吉	5 0	下曾我小学校	昇任
8	国府津小学校	森戸 義久	5 2	湯河原中学校	昇任
9	酒匂小学校	佐藤 千恵子	5 5	酒匂小学校	昇任
10	片浦小学校	関野 晃弘	5 3	久野小学校	昇任
11	報徳小学校	松井 一	5 7	片浦小学校	配置換
12	富士見小学校	鈴木 日出男	5 6	町田小学校	配置換
13	前羽小学校	田中 誠	4 9	総合教育センター	昇任
14	城山中学校	小宮 孝俊	5 3	鴨宮中学校	昇任
15	白鷗中学校	中嶋 一衛	5 0	真鶴中学校	昇任
16	城南中学校	荻野 淳一	5 0	白山中学校	昇任
17	鴨宮中学校	西村 泰和	4 7	小田原市教育委員 会	昇任
18	千代中学校	押切 千尋	5 2	千代中学校	昇任

19	城北中学校	野崎 裕司	52	神奈川県教育委員会	昇任
----	-------	-------	----	-----------	----

4 行政関係（辞職C 市立小中学校からの異動者）

平成19年4月1日付

	新所属	氏名	年齢	旧所属	備考
1	小田原市教育委員会	柳下 正祐	51	三の丸小学校	教職員担当課長
2	小田原市教育委員会	米山 好絵	43	富水小学校	指導主事
3	小田原市教育委員会	松下 俊之	48	泉中学校	指導主事
4	小田原市教育研究所	岩崎 由美子	48	千代中学校	指導主事
5	足柄下教育事務所	小林 敦	44	片浦小学校	指導主事
6	足柄下教育事務所	栢本 尚之	44	白山中学校	指導主事
7	足柄下教育事務所	西澤 浩之	46	泉中学校	充て指導主事
8	神奈川県教育委員会	安多 寿子	42	国府津小学校	指導主事
9	総合教育センター	多田 滋	42	白山中学校	研修指導主事

5 転任・昇任（足柄下郡三町へ）

平成19年4月1日付

【校長】

	新所属校	氏名	年齢	旧所属校	備考
1	真鶴小学校	加藤 哲三	53	曾我小学校	転任
2	箱根小学校	奥村 裕	51	千代小学校	昇任

【教頭】

	新所属校	氏名	年齢	旧所属校	備考
1	湯河原中学校	勝又 啓子	57	城南中学校	転任
2	温泉小学校	加藤 茂一	51	町田小学校	昇任

議案第 10 号

教育委員会職員の人事異動について

小田原市教育委員会職員の人事異動について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 1 9 年 3 月 2 3 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

教育委員会事務局職員等の異動資料(管理監督者等)

○転出等職員

(○印は、昇格・昇任職員)

	旧 職 名	氏 名	新 職 名
学 校 教 育 部	学校教育部長	鈴木 紀雄	市議会事務局長
	学校教育部学校教育課長	椎野 美乃	普通退職(県へ)
	学校教育部学校保健課長	○椎野 繁雄	建設部参事・建設政策課長
	学校教育部教育政策課長補佐 施設担当主査事務取扱	松本 章	建設部建築課長補佐 設備担当主査事務取扱
	学校教育部学校教育課長補佐 学事担当主査事務取扱	○剣持 清和	農業委員会事務局長
	学校教育部学校教育課主幹・指導主事	西村 泰和	普通退職(県へ)
	学校教育部教育研究所主幹・指導主事	沖津 芳賢	普通退職(県へ)
	主幹 報徳幼稚園長	岩本 あい子	福祉健康部・福祉事務所子育て支援課主幹 曾我保育園長
	学校教育部学校保健課 給食担当主査	田代 広司	市民部市民窓口課 豊川支所長兼上府中支所長
生 涯 学 習	生涯学習部長	鈴木 敏	定年退職
	生涯学習部次長 (健康ウォーク担当)	○清水 清	下水道部長
	参事・図書館長	大木 徹	定年退職
	生涯学習部スポーツ課長	○守屋 良治	建設部参事・みどり公園課長
	生涯学習部生涯学習政策課長	中村 悟	総務部管財契約課長

部	生涯学習部生涯学習政策課主幹 事業推進担当主査	露木 幹也	環境部環境政策課主幹 ごみ減量推進担当主査
	生涯学習部生涯学習政策課主幹 尊徳記念館担当主査	柏木 茂高	建設部建設政策課主幹 路政担当主査
	生涯学習部青少年課主幹 児童文化・育成担当主査	渡邊 富雅	福祉健康部・福祉事務所子育て支援課主幹 子育て支援担当主査

○転入職員

(○印は、昇格・昇任職員)

	新 職 名	氏 名	旧 職 名
学 校 教 育 部	学校教育部長	和田 豊	企画部おだわらルネッサンス担当部長 行政経営室長事務取扱
	学校教育部参事・学校保健課長	○羽山 二郎	総務部資産税課長
	学校教育部教職員担当課長	柳下 正祐	三の丸小学校 教頭
	学校教育部学校教育課長補佐 学事担当主査事務取扱	栢沼 一郎	経済部観光課城址公園担当課長補佐
	学校教育部学校教育課主幹 指導主事	松下 俊之	泉中学校 教諭
	学校教育部学校教育課主幹 指導主事	米山 好絵	富水小学校 総括教諭
	学校教育部教育研究所主幹 指導主事	岩崎 由美子	千代中学校 教諭
生 涯 学 習 部	生涯学習部長	府川 善行	下水道部長
	生涯学習部次長（健康ウォーク担当） 生涯学習政策課長事務取扱	○時田 光章	市民部参事・市民窓口課長
	生涯学習部スポーツ課長	篠原 祐子	企画部広域政策担当課長兼 西さがみ連邦共和国推進担当課長
	生涯学習部生涯学習政策課長補佐 学習政策担当主査事務取扱	○古矢 智子	キャンパスシティ構想推進マネージャー (企画部企画政策課主幹)

習 部	生涯学習部青少年課長補佐 児童文化・育成担当主査事務取扱	諸星 正美	活力創出プロジェクト・マネージャー (企画部企画政策課長補佐)
	生涯学習部生涯学習政策課主幹 尊徳記念館担当主査	川上 修	環境部環境政策課主幹 ごみ減量推進担当主査
	図書館主幹 サービス担当主査	栗山 純一	福祉健康部健康づくり課主幹 指導担当主査
	生涯学習部生涯学習政策課 生涯学習センター担当主査	松尾 祐一郎	公営事業部事業課 総務担当主査

○教育委員会内の異動及び昇任

(○印は、昇格・昇任職員)

	新 職 名	氏 名	旧 職 名
学 校 教 育 部	学校教育部学校教育課長	○ 佐宗 修二	学校教育部学校教育課長補佐 指導担当主査事務取扱
	学校教育部教育政策課長補佐 教育政策担当主査事務取扱	○ 杉山 博之	学校教育部教育政策課主幹 教育政策担当主査
	学校教育部学校教育課長補佐 指導担当主査事務取扱	○ 長澤 貴	学校教育部学校教育課主幹 指導主事
	担当主幹兼 酒匂幼稚園長	窪田 政代	担当主幹兼 東富水幼稚園長
	主幹 前羽幼稚園長	町田 芳子	主幹 酒匂幼稚園長
	主幹 報徳幼稚園長	佐藤 早苗	主幹 矢作幼稚園長
	学校教育部教育政策課 施設担当主査	○ 栢沼 教勝	学校教育部教育政策課主査
	学校教育部学校保健課 給食担当主査	○ 山室 明子	大窪小学校上級主査
	東富水幼稚園長	早野 和美	下中幼稚園長
下中幼稚園長	小関 ひとみ	前羽幼稚園長	

	矢作幼稚園長	○ 小川 恵子	下中幼稚園上級主査
生涯学習部	生涯学習部生涯学習センター担当課長	○ 高橋 幸男	生涯学習部生涯学習政策課公民館担当課長補佐 公民館担当主査事務取扱
	図書館長	○ 森 徳行	図書館かもめ図書館担当館長補佐 視聴覚担当主査事務取扱
	図書館市立図書館担当館長補佐 (資料整備・公開担当) サービス担当主査事務取扱	鈴木 健	図書館長補佐 (資料整備・公開担当) 図書担当主査事務取扱
	生涯学習部文化財課主幹 城跡整備担当主査	○ 諏訪間 順	昇任
	生涯学習部スポーツ課主幹 スポーツ振興担当主査	○ 杉崎 正明	昇任
	図書館主幹 サービス担当主査	田代 徳雄	図書館主幹 図書担当主査
	生涯学習部生涯学習政策課 学習政策担当主査	菑澤 浩一	生涯学習部生涯学習政策課 生涯学習政策担当主査
	生涯学習部文化財課 城跡整備担当主査	○ 岡辺 直樹	生涯学習部文化財課上級主査
図書館 サービス担当主査	山口 博	図書館 図書担当主査	

○再任用職員

新 所 属 等	氏 名	備 考
生涯学習部 図書館 技術職員	今村 清晴	任期の更新